

第4章 要介護状態となることの予防及び重度化防止

高齢化の進展にともない、介護サービスを必要とする方が増え、サービス提供量は今後も増加していくものと見込まれています。このまま推移していくと、平成37年における要支援・介護認定者は、29年に比べて約1.5倍の2,860人に達するものと推計されています。

市では、サービスを必要とする方に対して必要なサービスが提供され、介護保険制度の持続可能性を確保できるよう、一般高齢者が要介護者等にならない取り組みや、重度化を防止する取り組みを重点的に行います。

それらの取り組みの達成状況を、毎年度評価するとともに、最終的な成果指標を掲げ、高齢者が可能な限り地域において自立した生活ができることを目指します。

なお、毎年度の評価は、「結城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画推進委員会」等において検証していきます。

(1) 各段階における取り組み

①一般高齢者の予防の取り組み

一般高齢者が地域において自立した生活を営むためには、生活機能の維持だけでなく、生きがいを持って日常生活を過ごすことや地域で参加できる機会を増やしていくことが重要であり介護予防につながります。

また、出来る限り多くの高齢者が、地域で支援を必要とする高齢者の支え手となっていくことで、より良い地域づくりにつなげていくことも重要となっています。

介護予防普及啓発事業である「いきいきヘルス体操教室」の充実や、地域介護予防活動支援事業の担い手である、介護予防サポーターやシルバーリハビリ体操指導士等の人材を養成し、介護予防活動の場の拡大・充実を支援します。

さらに、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるために、各地域において、住みやすくするための取り組みを協議する協議体を設置し、その地域に適した、多様な主体による重層的な生活支援サービス等を発掘・開発する事業を推進していきます。

[評価指標]

区分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
いきいきヘルス体操教室延べ人数	10,100人	10,400人	10,700人
介護予防サポーター活動者数	39人	39人	49人
シルバーリハビリ体操指導士 (1～3級)活動者数	76人	88人	88人
生活支援体制整備			
第1層協議体の開催数	6回	6回	6回
第2層協議体の開催数	90回	96回	96回
第1層・第2層協議体の参加延べ人数	960人	1,000人	1,000人

②要支援・要介護認定者の重度化防止

要介護認定者等については、介護保険サービスの提供を適切かつ充実させることにより、重度化の防止に取り組みます。特に、いつまでも在宅で生活できるよう、介護保険サービスの未利用者を把握し、適切なサービスにつなげることにより、要介護認定者等の重度化の防止に努めます。

また、介護支援専門員を対象に学習会を開催し、利用者に適切かつ効果的なサービスが提供されるよう、ケアマネジメント力の向上を図っていきます。

さらに、市が指定監督する地域密着型サービス事業所について、指定期間中に最低1回は実地指導を行うとともに、随時指導を行います。平成30年4月より指定権限を移譲される居宅介護支援事業所についても順次指導を行い、適正な運営を支援していきます。

[評価指標]

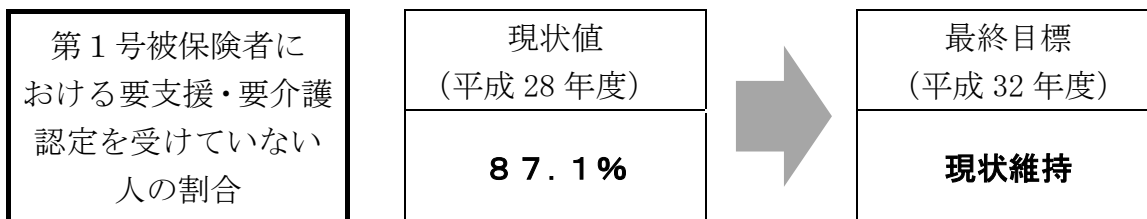
区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
要認定者数におけるサービス未利用者の割合	12%以下	12%以下	12%以下
ケアマネ学習会延べ参加人数	150人	150人	150人
地域密着型事業所への実地指導等	2事業所	2事業所	2事業所

(2) 最終的な目標 (成果指標)

一般高齢者や要支援・要介護認定者が適切なサービスを利用することによって、介護が必要にならないよう、介護度が上がらないよう、重度化を防止することが重要です。

そこで、本市としての重度化防止についての最終的な指標を、一般高齢者については「第1号被保険者における要支援・要介護認定を受けていない人の割合」とし、要介護認定者等については「認定更新時の重度化率」として、次のとおり目標値を設定します。

①一般高齢者



②要支援・要介護認定者

